

埼玉県のマスコット
「コバトン」

労使間トラブルの相談に応じます!

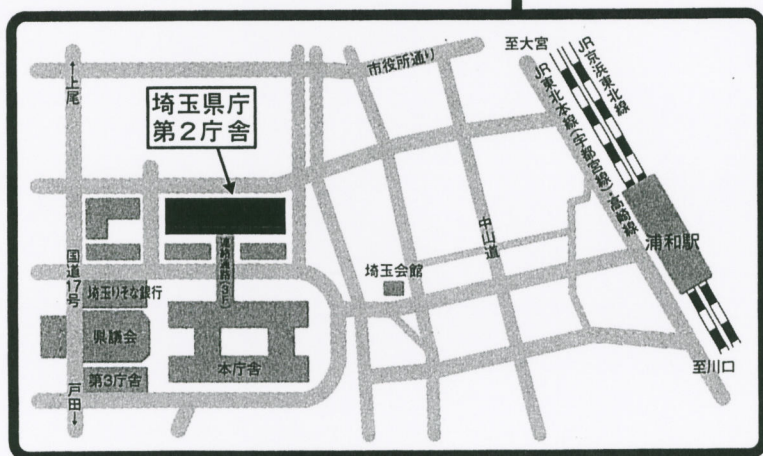
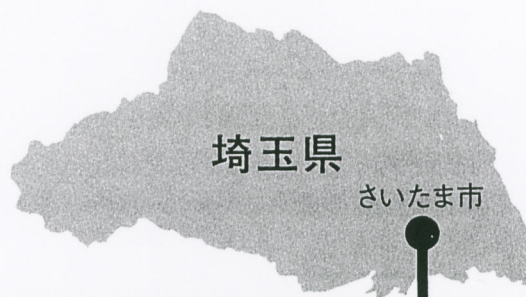
労働相談

☎ 048-830-4522

＜埼玉県労働相談センター＞

- 解雇、賃金不払い、退職金の有無、サービス残業、パワハラ、年次有給休暇の是非などの労働トラブルについてお気軽にご相談ください!
- トラブルの解決に向けて助言、労使調整、情報提供等を行います。
- 労働者側、使用者側いずれの方にもご利用いただけます。
- 詳しくは、裏面をご覧ください。

所在地：さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県庁第2庁舎1階
JR浦和駅西口下車 徒歩12分



● 県労働相談センター(埼玉県庁第2庁舎)で行っている労働相談〈無料〉

- ・県労働相談センターでは、解雇や賃金不払いなどの労使間トラブルでお困りの労働者や経営者の方からのご相談に労働相談員(県職員)がお応えしています。(内容によっては、他の機関をご案内する場合があります。)
- ・労働者と使用者の意見が対立して当事者間での話し合いでは解決できない場合に、同センターが中立的な立場で労使双方からお話を伺って問題点を整理し、合意に達するよう努める「労使調整」を行うこともあります。

電話相談	面接相談
毎週月～金曜日(年末年始・祝日等を除く。) 午前9時～午後5時(相談時間) ※7/15～9/15は、午前8時30分～午後4時30分 ☎ 048-830-4522	毎週月～金曜日(年末年始・祝日等を除く。) 午前9時～午後4時(受付時間) (相談時間は午後4時30分まで)

- ・また、法律関係が複雑な事案などについては、弁護士資格を有する特別労働相談員による「特別労働相談」も実施しています。(労働相談員が同席します。)(原則として、毎週火曜日と金曜日の午後1時から3時に実施。)
- ・特別労働相談は、上記の電話相談又は面接相談をした上で予約が必要となります。

● 労働法律相談(春日部、川越、熊谷の各地方庁舎内で実施)〈無料〉

- ・県では、春日部、川越、熊谷の各地方庁舎内で、弁護士資格を有する労働法律相談員による「労働法律相談」を実施しています。(労働相談員が同席します。)
- ・予約は必ずしも必要ありませんが、事前予約者を優先して対応します。
- ・予約していない場合でも、相談時間内に限り、相談に応じます。

実施場所	相談日時
春日部地方庁舎内	偶数月の原則として第3水曜日(9:30～11:30)
川越地方庁舎内	奇数月の原則として第2水曜日(13:00～15:00)
熊谷地方庁舎内	毎月の原則として第2金曜日(13:00～15:00)

- ・相談日時が変更になる場合がありますので、相談を希望される方は、なるべく事前にご連絡ください。(☎ 048-830-4522)
- ・詳細については、「埼玉県労働相談ホームページ」を検索してご覧ください。

● 働く人のメンタルヘルス相談(埼玉県庁第2庁舎で実施)〈無料〉

- ・職場の人間関係や仕事上の悩みから生じるストレスの解消に向けて、専門家がカウンセリングを行います。労働者本人のほか、ご家族、事業主の方にもご利用いただけます。
- ・予約制(☎ 048-830-4522)、原則として面接相談ですが、事情によっては電話でも相談できます。
- ・毎週水曜日の ①13:30～ ②15:00～(①、②の相談時間は1時間程度)

◎ 個人情報の保護

県労働相談センターでの相談における相談者の個人情報、地方公務員法及び埼玉県個人情報保護条例によって保護されますので、ご安心ください。

【労働相談窓口変更のお知らせ】

平成23年4月1日から埼玉県の労働相談窓口を県労働相談センターに集約し、県の労働相談はすべて県労働相談センターで行います。

なお、各地域振興センターの労働相談窓口は閉鎖となります。